

# 保育施設入所確認書（入所・申し込み時の注意点について）

保育施設への入所に伴い、下記内容を必ずご確認ください。

記載事項について、不備や虚偽等があった場合、退所になる場合があります。

## ① 入所申し込みについて

- ・申し込みに記載する内容は必ず事実を記載するとともに、入所決定後に申請者の都合（状況の変化等）による辞退はできません。全く通所しなかった場合でも、1ヶ月分の保育料を徴収します。※入所申し込みを辞退する場合は、入所決定前に早急にご連絡下さい。
- ・申込中や入所中の場合は、要件が異なる場合でも、重複申し込みはできません。退所（入所期限）月に新たな申し込みが可能となります。途中退所する場合も同様です。

### ・審査方法

入所審査は、入所要件の指数が高い方から順に、その方の希望されている保育施設順に審査を行ない、ご案内いたします。保育施設の入所については、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

（保育施設へ入所できる基準に該当しないため、入所が認められない場合  
希望者が多数いるため、希望する保育施設へ入所できない場合  
保育施設へ入所できる基準の該当事由により、保育の実施期間の変更がある場合）

### ・入所施設希望順位について

「令和6年度保育施設入所申込書」裏面の『合志市認可保育施設希望順位記入欄』は希望する順に数字を記入してください。数字の記入されていない保育施設は希望がないとみなし、空席がある場合でもご案内しません。

### ・保育利用可能時間

育児休業中及び求職活動中の申込は標準時間を希望していても短時間での契約となります。

復帰月（就労開始月）より時間の変更が可能となります。保育利用可能時間の変更を希望する前月までに『保育施設利用可能時間変更届』及び復職日が記載してある就労証明書を提出してください。

### ・育児休業期間の延長を希望する場合

現在育児休業中の方で、育児休業期間の延長を希望しているため、「施設利用保留通知書」および「保育未実施証明書」の発行を目的として保育施設入所申込を行う方は、「令和6年度保育施設入所申込書」の「育児休業の延長を希望する」にチェックをしたうえで、入所申込に必要な書類と併せて受付期間内に提出してください。提出があった場合、年度内の保育施設入所選考において、保護者1人につき「就労先未定」（0点）と同じ実施基準指数で利用調整を行います。

ただし、入所内定が出ないことを保証するものではありません。また、入所内定となり内定を辞退した場合「施設利用保留通知書」および「保育未実施証明書」は発行されません。

育児休業の延長希望を取り下げ、保育施設の入所を希望する場合は各月の申込締切日までに子育て支援課へ申込書類一式を再度ご提出ください。（翌月の審査より反映されます。）

※市内認可保育施設にきょうだいが在籍している場合、特例により認めることができるきょうだいの在籍期間は、最長1年間（出生した児童の1歳の誕生日の月末まで）です。1年以上育児休業を取得する場合は上の子が前述の期間で退所となります。

### ・希望順位を変更するとき

「保育施設入所申込希望順位変更届」を提出してください。提出された翌月の審査より反映されます。

## ② 申し込み後、入所決定後

申し込み時、入所決定時と状況が変わる場合は以下のとおり届出が必要です。

### ・退職したとき（転職含む）

1ヶ月以内に「保育施設入所変更届(退職)」を提出して下さい。

※1ヶ月以上無届の場合は、退職が判明した月までの保育施設への入所となります。また、新たに就労証明書を提出した場合でも、無届の退職期間がある場合は一度退所となります。退所後、再入所を希望する場合は、再度新規入所申し込みを行ない、審査を受けていただく必要があります。また、その際の優先等はありません。

「保育施設入所変更届(退職)」を子育て支援課へ提出した場合は、最長3ヶ月間（各月14日までの退職は、その月を含めて3ヶ月間）の求職活動期間を認めています。なお、求職活動期間中の利用可能時間は保育短時間（最長8時間）となります。

## ・仕事が決まったとき（転職含む）

決まり次第、就労(予定)証明書を提出して下さい。

## ・妊娠したとき

入所内定・保留者⇒ただちに子育て支援課へ連絡して下さい。

求職の要件で申し込んでいる場合、①②のとおり利用期間が変更になります。

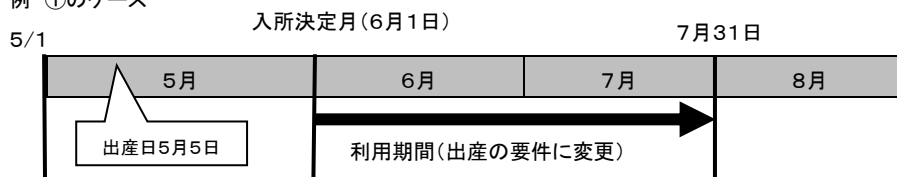
① 入所決定月（各月1日）より前に出産していた場合は、出産日より最長2ヶ月の利用となります。

② 入所決定月（各月1日）より8週間以内に出産の予定がある場合は、出産の要件に切り替わり、産前2ヶ月・産後2ヶ月の最長5ヶ月間の利用となります。ただし、申し込み後に就労を開始し、出産予定日の8週間前まで就労していること、かつ、出産後1ヶ月以内に「就労証明書（復職日記載）」または「離職表」を提出したものに限り、妊娠中でも就労の要件で入所することができます。産前産後休暇を除く育児休業期間中の利用可能時間は保育短時間（最長8時間）となります。

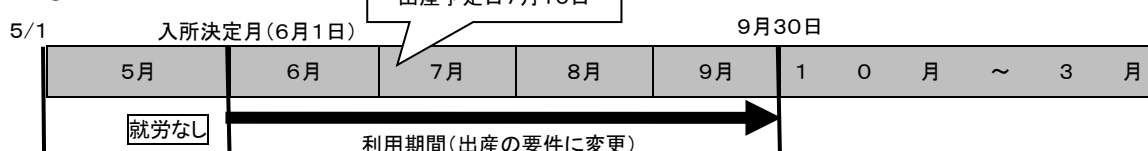
上記①②どちらにも該当しない場合は、要件を満たさないため「辞退届」を提出して下さい。

入所者⇒出産に伴い退職した場合は、退職後1ヶ月以内に「退職届」を提出して下さい。

例 ①のケース



例 ②のケース



## ・出産したとき

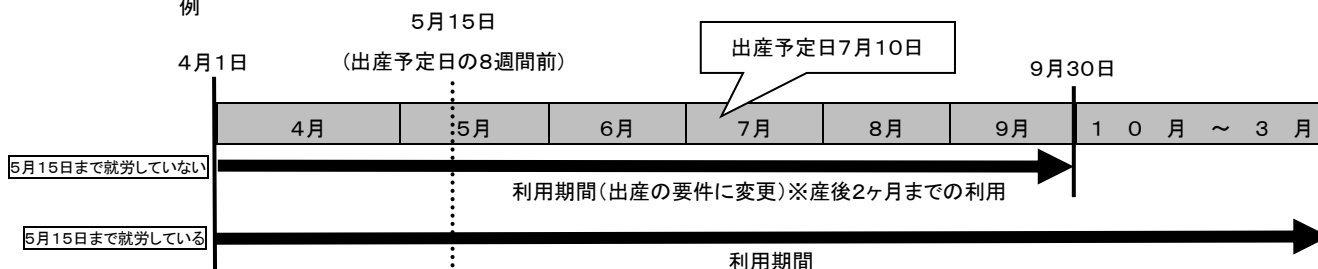
保留者⇒手続きは何もありません。

入所(内定)者⇒産休・育休取得者は出産後1ヶ月以内に「就労証明書（復職日記載）」を、退職者は退職日が確認できる書類（離職表、就労証明書等）を提出して下さい。

※出産予定日の8週間前まで就労していた場合、出産後最長1年間（子が1歳になった月末まで）は継続入所ができます。

なお、出産予定日の8週間前まで就労していなかった場合は、退職後3ヶ月または、産後2ヶ月までの利用期間となります。申立書や診断書により切迫早産・流産と確認ができた場合は、この限りではありません。

例



## ・内定したとき

入所内定後の入所希望月の変更は原則できません。

## ・転出したとき

入所内定・保留者⇒ただちに子育て支援課へ連絡のうえ、入所申し込みの「辞退届」を提出して下さい。

入所者⇒ただちに子育て支援課へ連絡して下さい。転出した場合は、原則、転出月までの入所となります。

## ・保育料の滞納があるとき

税法・国税徴収法に基づき、お勤め先への調査や差し押さえを行なう場合があります。

## ・保育施設の利用希望がなくなったとき

入所内定・保留者⇒「辞退届」を提出して下さい。辞退した場合は、当年度の入所審査は行ないません。再度入所希望する場合は、改めて新規入所申し込みを行ない審査を受けていただく必要があります。また、その際の優先等はありません。

入所者⇒月途中での退所はできません。退所する前月中に「退所届」を提出して下さい。「退所届」の提出月までの保育料が発生します。

## ・その他

入所申込時、又は前回の入所継続時から保育要件や家族構成が変わった場合は、その都度届出や書類の提出等が必要になります。利用可能期間の変更は届出をした日の翌月から適用となります。変更を希望する方は必ず前月中に届出をしてください。